

和光市長寿あんしんプラン(案)
(第8期和光市介護保険事業計画)
令和3年度~令和5年度

概要

令和3年1月

和光市保健福祉部長寿あんしん課

国の基本指針

介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、第8期計画で充実する事項として以下の7点を挙げています。

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ④ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

基本目標・基本方針

＜基本目標＞

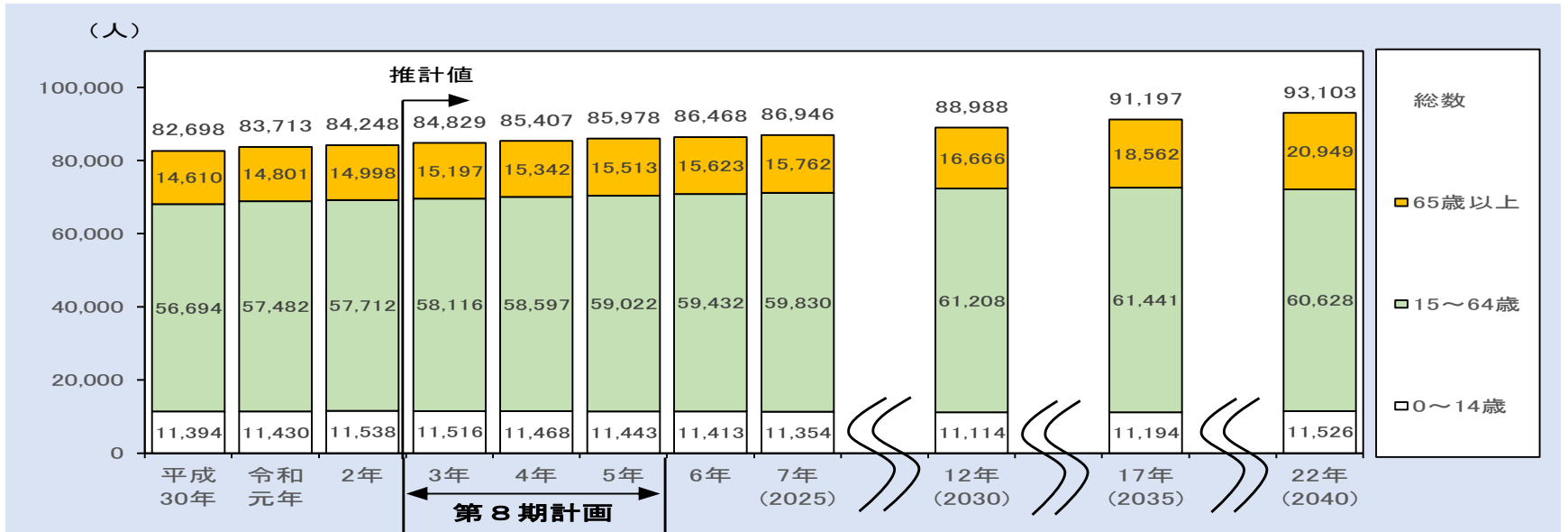
地域互助力の強化推進による地域共生社会の実現

＜基本方針＞

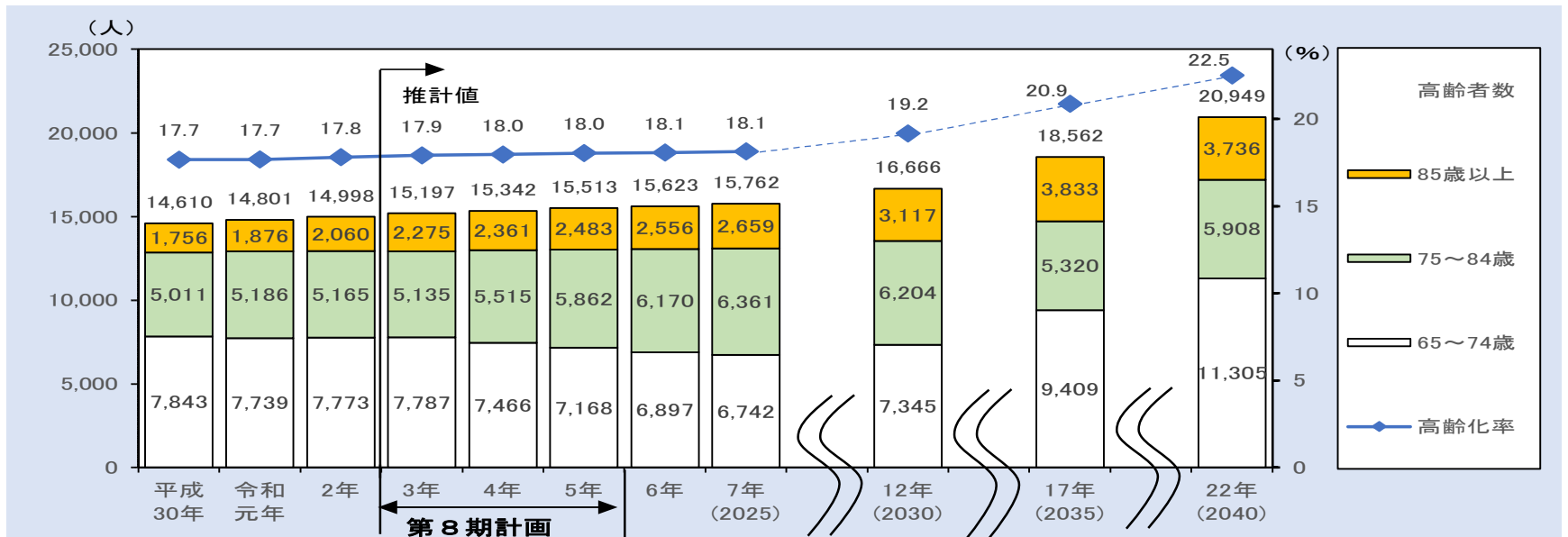
- ① 2040年に向けて介護ニーズが急増することを見据えた元気高齢者を増やす介護予防拠点の充実及び介護予防・日常生活支援総合事業の効果を高める地域互助力の強化
- ② 認知症高齢者の全ての状態に対応するサービス提供基盤の整備と介護者（家族）への支援の充実
- ③ 市民の生活の質（QOL）を高めるための介護予防と重度化防止の徹底及び全ての状態における疾病の重症化予防を含めた在宅医療・介護連携の強化
- ④ 地域共生社会の実現に向けた複合化・複雑化した生活課題解決のためのコミュニティケア会議や統合型地域包括支援センターによる包括的相談支援体制の強化
- ⑤ 若年層の職業体験などを通じた介護職に対する理解の促進・人材育成や潜在介護人材の活用による人材の確保及び介護職の待遇改善につながる取り組みの強化

和光市の人口推計

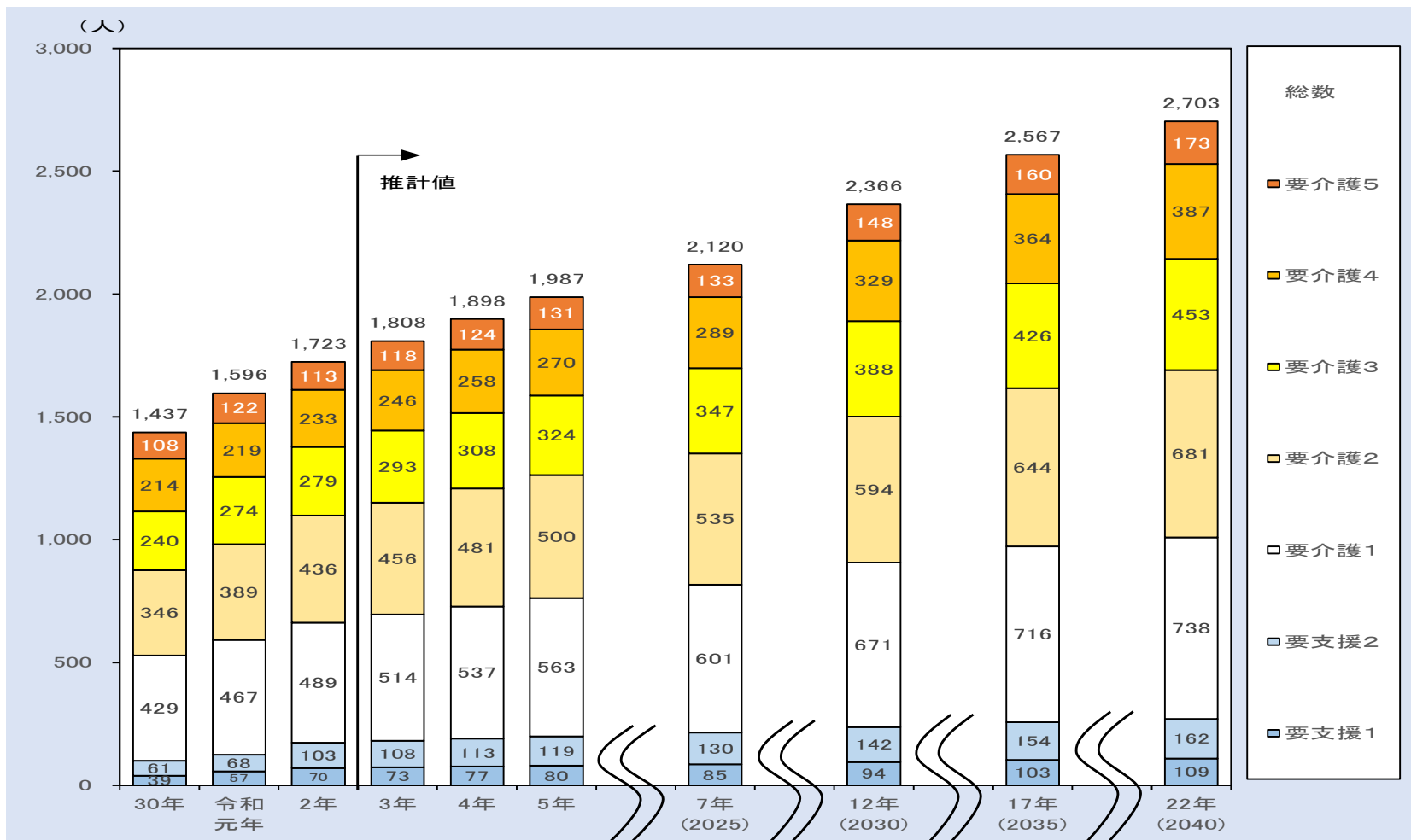
図表 人口推計結果



図表 高齢者数推計結果



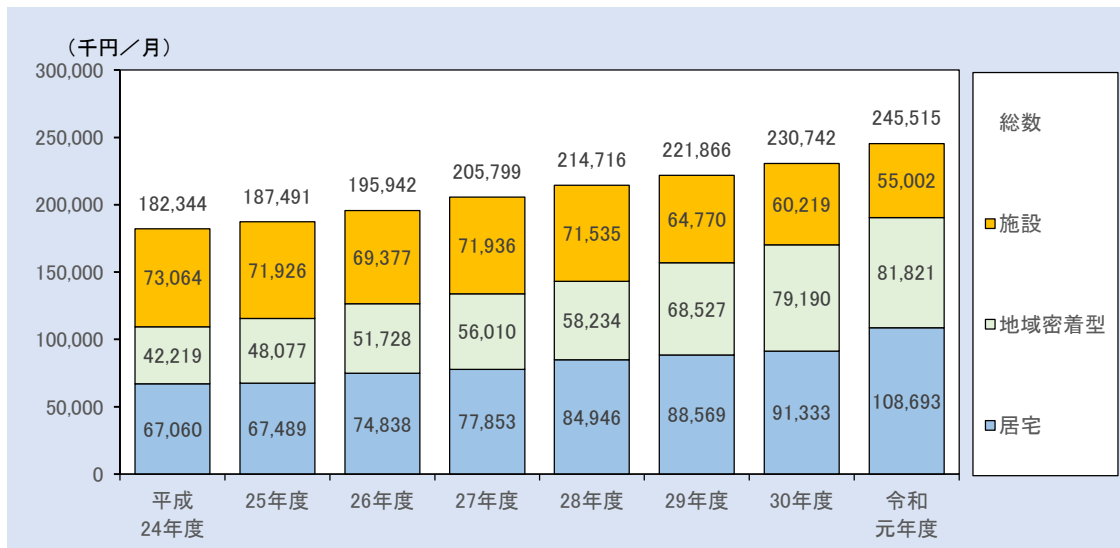
要介護(要支援)認定者数の推計



人口推計結果と年齢階級別認定率から、将来の要介護認定者を推計しています。令和5年度には約2,000人、団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年に2,100人を超えた後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年には2,700人を超えるとの試算結果となっています。

居宅・施設・地域密着型サービスの給付費割合と利用者数

図表 居宅、施設、地域密着型サービス給付費割合の推移(月平均給付費)



【施設サービス】

ここ数年減少傾向が顕著になっています。

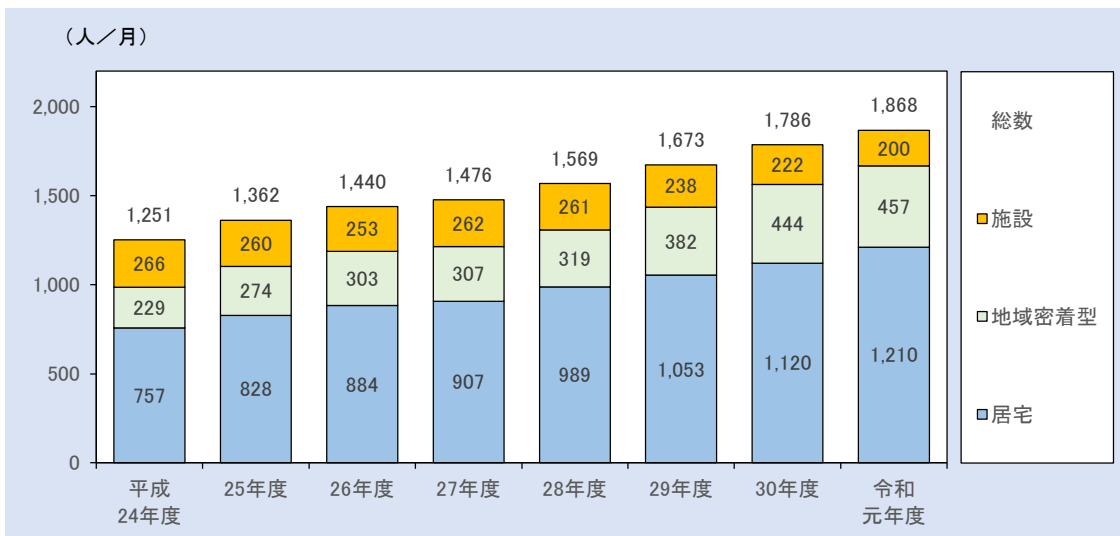
【地域密着型サービス】

平成18年創設より着実に伸びており、利用者及び給付費も増加傾向が続いています。

【居宅サービス】

給付費及び利用者数の増加傾向が続き、一人当たりの給付費の推移も増加しています。

図表 居宅、施設、地域密着型サービス利用者数の推移(月平均受給者数)



【参考】

平成28年度1人当り平均給付額

施設サービス:27.4万円

地域密着型サービス:18.2万円

居宅サービス:8.6万円



令和元年度1人当り平均給付額

施設サービス:27.5万円

地域密着型サービス:17.9万円

居宅サービス:9.0万円

長寿あんしんプランのシステム構想

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

第1節 地域包括支援センターの事業運営方針

第2節 統合型地域包括支援センターの設置・運営

第3節 地域互助力の強化推進

第4節 認知症施策の推進

新 第5節 埼玉県ケアラー支援計画と連携したケアラー支援

新 第6節 介護人材確保への取組み

第7節 医療・介護連携の推進

第8節 公民連携を活かした高齢者の社会的活動機会の創出

第9節 研究機関等との連携による新たな介護・疾病予防

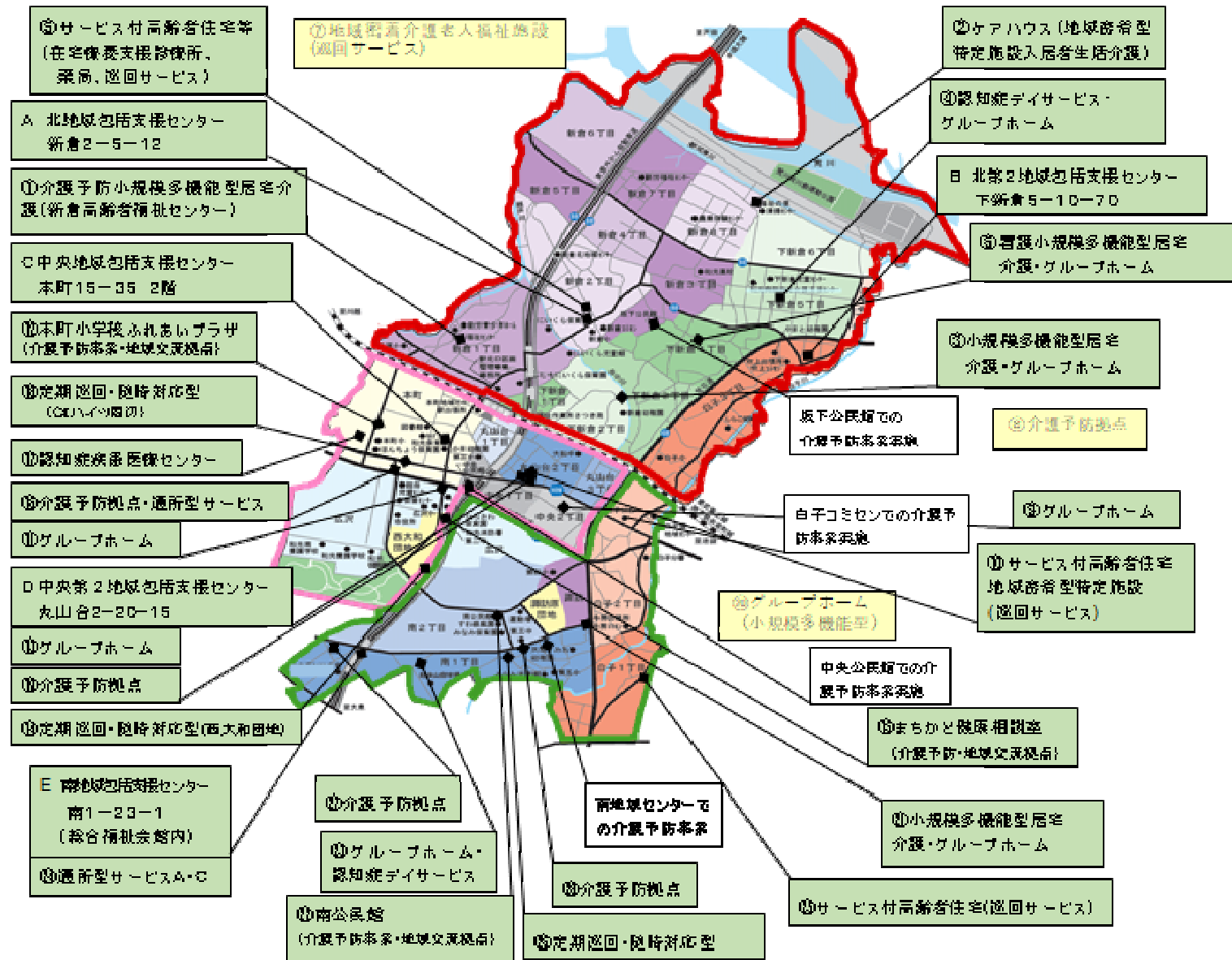
新 第10節 施設の災害及び感染症対策

新 第11節 保健事業と介護予防の一体的実施

第12節 住まい確保の取組み

第13節 グランドデザイン

和光市長寿あんしんランドデザイン



第8期介護保険事業計画における保険料設定の内容

保険料の上昇要因と減少要因

• 上昇要因

- ▶ 後期高齢者人口増加に伴う要介護認定者数自然増
- ▶ 高齢化進行による現要介護認定者の介護度悪化
- ▶ 介護報酬の地域区分の改定（5級地→4級地）
- ▶ 介護報酬改定（+0.7%）
- ▶ 地域包括支援センター運営費の費用負担の変更（一般会計繰入金△100,000千円）

• 減少要因

- ▶ 介護予防等による要介護度の改善・維持及び一般高齢者の身体・生活機能の低下防止
- ▶ 地域包括ケアシステムによる居宅介護サービス（地域密着サービス含む）の推進によるサービス費の適正化
- ▶ 上記を踏まえた基金の充当

※保険料設定の基本的なこととして、3年間計画期間における要介護認定者数の推計等からの確かな事業量を算出し、過大見積もりや過小見積もりにならない保険料設定にすることが大原則である。

和光市の第8期保険料

第7期

第8期

- 基準月額 4,598円 ⇒ 5,455円 (+857円)

内訳

法定負担分	4,763円
市町村特別給付分	311円
地域包括支援センター運営費分	381円

法定負担分内訳上昇要因

5級地(10%)→4級地(12%)への変更分	88円
介護報酬改定(+0.7%)	31円

※第7期 (H30~R2) の全国平均：5,869円

第7期：第8期保険料比較

		基準額				4,598	基準額				5,455	対前期	
所得段階	所得基準	第7期				第8期				一人当たり 年額差 (円)	一人当たり 月額差 (円)		
		保険料率	保険料年額 (円)	保険料月額 (円)	H30 被保険者数 (人)	保険料率	保険料年額 (円)	保険料月額 (円)	R3推計 被保険者数 (人)				
第1段階	・非課税世帯＋老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者等	0.30	16,540	1,378	2,440	0.30	19,630	1,636	2,432	3,090	258		
	非課税世帯で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下												
第2段階	非課税世帯で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下	0.50	27,580	2,298	736	0.50	32,730	2,728	939	5,150	430		
第3段階	非課税世帯で課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以上	0.70	38,620	3,218	850	0.70	45,820	3,818	1,033	7,200	600		
第4段階	世帯員に課税者がいて本人非課税で課税年金収入額＋合計所得が80万円以下	0.90	49,650	4,138	2,390	0.90	58,910	4,909	1,996	9,260	771		
第5段階	世帯員に課税者がいて本人非課税で課税年金収入額＋合計所得が80万円を超える	1.00	55,170	4,598	1,459	1.00	65,460	5,455	1,747	10,290	857		
第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円未満	1.25	68,970	5,748	1,639	1.25	81,820	6,818	1,822	12,850	1,070		
第7段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.40	77,240	6,437	1,859	1.40	91,640	7,637	2,321	14,400	1,200		
第8段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.65	91,040	7,587	1,431	1.65	108,000	9,000	1,298	16,960	1,413		
第9段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が290万円以上500万円未満	1.90	104,830	8,736	981	1.90	124,370	10,364	828	19,540	1,628		
第10段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が500万円以上800万円未満	2.15	118,630	9,886	324	2.15	140,730	11,728	340	22,100	1,842		
第11段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が800万円以上1000万円未満	2.40	132,420	11,035	105	2.40	157,100	13,092	89	24,680	2,057		
第12段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が1000万円以上1500万円未満	2.70	148,980	12,415	124	2.70	176,740	14,728	132	27,760	2,313		
第13段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が1500万円以上	3.00	165,520	13,793	212	3.00	196,380	16,365	220	30,860	2,572		
全体					14,550				15,197				